

第Ⅱ部

那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

I

「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の趣旨

地方と東京圏の経済格差拡大等による若い世代の東京圏への一極集中と急速な少子高齢化の進展により、我が国の地方の多くは人口減少に歯止めがかからない状況となっています。我が国は2008年（平成20年）をピークとしてすでに人口減少に突入しており、このまま推移すれば、2010年（平成22年）の1億2,800万人から50年後の2060年（平成72年）には8,600万人まで減少するという推計もあります。

地方においては、人口減少の速度はさらに速く、50年後には人口が半減する市町村も少なくありません。人口減少は、我が国の社会経済全体に影響を及ぼし、国力の大きな衰退が懸念されています。また、地方においては、地域コミュニティの衰退など、多方面にわたって大きな影響が出てくることが予想されます。

このため国では、「まち・ひと・しごと創生法」（2014 年法律第 136 号）により、我が国における人口減少が官民を挙げて取り組むべき喫緊の課題であるとの認識のなか、人口減少問題を克服し成長力の確保に向けて、国と地方とが連携・協働して、「地方における安定的な雇用を創出する」「地方へのひとの流れをつくる（東京一極集中の是正）」「若い世代の結婚、出産、子育ての希望を実現する」ことに全力を注ぐべきであるとしています。

その一環として、それぞれの自治体が「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、予測される将来の人口減少に歯止めをかけるための諸施策を講ずることとされており、本町においても、「那珂川町人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という）及び「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）を策定するものです。

なお、本町においては、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）のワークシートによれば、2015年（平成27年）の1万7,103人から45年後の2060年（平成72年）には60.3%も減少するという推計になっていますが、合計特殊出生率の上昇や若者世代の転出等の流出を減少させるなどの諸施策を講じた独自推計により、2060年（平成72年）に8,500人以上の人口を確保する将来展望を掲げた「人口ビジョン」を策定しました。

II

「総合戦略」の位置づけ

「総合戦略」は、国の「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号第10条第1項）に基づき、且つ「人口ビジョン」をふまえ、本町の「まち・ひと・しごと創生」に向けた施策の基本的方向や具体的な施策をまとめたものです。

なお、本町では、平成28年度からの10年間にわたる「第2次那珂川町総合振興計画」を策定いたしますが、「総合戦略」は当該総合振興計画とも適宜連動して、実効あるものとなるよう推進してまいります。

また、「総合戦略」は、計画（Plan）・実施（Do）・検証（Check）・改善（Action）というPDCAサイクルにより、実施した施策や事業の効果を検証の上、必要に応じて改定するものとします。

Ⅲ

「総合戦略」の対象期間

「総合戦略」の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

※用語の定義

KPI（重要業績評価指標）：施策・主な事業ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいいます。

本計画では、平成27年度から平成31年度の5年間にけるものとします。

Ⅳ 施策の体系

長期ビジョン

中長期展望
2060年（平成72年）を視野

人口減少問題の克服
◎2060年（平成72年）に8,500人以上の人口を確保
◆人口減少の歯止め ・ 目標出生率＝1.6

総合戦略 2015年度（平成27年度）～2019年度（平成31年度）の5か年

政策

【成果目標 2020年（平成32年）】の

施策

主な事業

安定した雇用を創出する

【成果目標】

町内において、5年間で27人以上の安定した新規雇用を創出します。

- (1) 那珂川エネルギー資源開発
- (2) 那珂川ブランド開発
- (3) 那珂川町地域創生活活性化推進
- (4) 企業立地促進

- | | |
|------|------------------|
| 戦略 1 | 生ごみ堆肥化事業 |
| 戦略 2 | 森林資源開発事業 |
| 戦略 3 | 6次産業化等普及促進事業 |
| 戦略 4 | 「八溝材の家」促進事業 |
| 戦略 5 | 那珂川町地域創生活活性化推進事業 |
| 戦略 6 | 企業立地促進奨励事業 |
| 戦略 7 | 雇用促進奨励事業 |

新しいひとの流れをつくる

【成果目標】

人口ビジョンの将来展望により、転出超過数を141人に回復させます。

（平成25年の転出超過数：165人）

- (1) 地域資源の活用促進
- (2) 定住・移住の促進
- (3) 那珂川賑わい創出
- (4) 循環型社会の町のPR促進

- | | |
|-------|-------------------|
| 戦略 8 | 「地域資源閲覧システム」設置事業 |
| 戦略 9 | 「空き家」改修等支援事業 |
| 戦略 10 | 「空き店舗」活用促進事業 |
| 戦略 11 | 「就農者」支援事業 |
| 戦略 12 | 宅地造成事業 |
| 戦略 13 | 子育て支援住宅整備事業 |
| 戦略 14 | 「農ある田舎暮らし高手の里」事業 |
| 戦略 15 | 地域おこし協力隊事業 |
| 戦略 16 | プレミアム商品券発行事業 |
| 戦略 17 | 学官連携事業 |
| 戦略 18 | 「環境バスツアー」開催事業 |
| 戦略 19 | 那珂川ドキュメンタリー映像配信事業 |

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【成果目標】

人口ビジョンの将来展望により、合計特殊出生率を1.4に回復させます。

（平成20～24年の平均合計特殊出生率：1.38）

- (1) 若者の結婚支援
- (2) 妊娠・出産・子育て支援
- (3) 幼児期の子育て支援
- (4) 学童期の子育て支援
- (5) 学生期の育成支援
- (6) 子育て仲間の交流促進

- | | |
|-------|-----------------|
| 戦略 20 | 結婚促進事業 |
| 戦略 21 | 「ハッピーライフ」事業 |
| 戦略 22 | 「親子の絆づくり」事業 |
| 戦略 23 | 「こんにちは赤ちゃん訪問」事業 |
| 戦略 24 | 「乳幼児健診・相談」事業 |
| 戦略 25 | 子育て情報誌配布事業 |
| 戦略 26 | 不妊治療助成事業 |
| 戦略 27 | 「のびのび発達相談」事業 |
| 戦略 28 | 「のびのび訪問」事業 |
| 戦略 29 | 「ひまわり教室」事業 |
| 戦略 30 | 子育て・教育SOS事業 |
| 戦略 31 | 子ども医療費現物給付事業 |
| 戦略 32 | 「放課後児童クラブ」事業 |
| 戦略 33 | 「思春期教室」事業 |
| 戦略 34 | 「子どもの居場所アース」事業 |
| 戦略 35 | 「那珂川スクール（仮称）」事業 |
| 戦略 36 | 奨学金給付事業 |
| 戦略 37 | 「ママ友・パパ友」交流事業 |

時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

【成果目標】

町民意識調査において、町の現状についての評価（「満足している」「やや満足している」の割合を向上させます。

平成26年8月調査
「満足している」5.8%
「やや満足している」22.5%

- (1) 独居老人等の安心・安全生活の推進
- (2) 広域交通網の整備
- (3) 子どもとお年寄りの交流促進
- (4) ケーブルテレビ番組の充実

- | | |
|-------|---------------|
| 戦略 38 | 独居老人見守りサービス事業 |
| 戦略 39 | デマンド交通運行事業 |
| 戦略 40 | コミュニティバス運行事業 |
| 戦略 41 | 総合学習推進事業 |
| 戦略 42 | ケーブルテレビ事業 |

V

政策と基本目標

「総合戦略」の策定にあたっては、国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、4つの政策を設定し、5年後の目標を定めます。

1. 安定した雇用の創出

基本目標

- ・雇用創出数を増やす
- ・新卒者（高校、専門学校、大学）の地元就職率を高める
- ・若者の起業者を増やす
- ・新規事業者を支援する
- ・小規模就農者を増やす

2. 新しいひとの流れをつくる

基本目標

- ・移住者・定住者を増やす（特に若い世代）
- ・Uターン、Iターンしやすい環境をつくる
- ・賑わいを創出する
- ・那珂川町の魅力を広める

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標

- ・若者の結婚を推進する
- ・那珂川町で出産・子育てをする若者を増やす
- ・出産～幼児期～小学生～中学生～大学生まで、切れ目のない子育て・教育環境を整備する

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

基本目標

- ・健康な高齢者を増やす
- ・多世代が交流する機会を増やす
- ・高齢者等の見守り等のサービスを推進する
- ・地域内の巡回交通網（コミュニティバス等）を整備する

Ⅵ 施策の基本方針と主な事業及びKPI

1. 安定した雇用の創出

基本方針：那珂川町の地域資源を最大限活用した産業の創出

- ・新規事業の創出
- ・農林水産物の活用とブランド化
- ・企業立地の促進

施策・事業とKPI

（1）那珂川エネルギー資源開発

町内の未利用資源を有効活用し、商品化する。

戦略1 生ごみ堆肥化事業《新規事業》

○町内の生ごみを利用し、堆肥等の商品として開発・販売する。

■手 法：民間事業者等との連携による取り組み
民間事業者等への創業支援

■KPI：年間生産量 500トン
新規雇用者数 4人

戦略2 森林資源開発事業《新規事業》

○ストーブ用の燃料として木質ペレットを製造販売する。同時に木質ペレットストーブの普及を図る。

- 手 法：民間事業者等との連携による取り組み
民間事業者等への創業支援
ストーブ購入者への補助

- K P I：年間生産量 100 トン
新規雇用者数 2人

(2) 那珂川ブランド開発

町内の多くの資源や商品に付加価値をつけ、収益の増加を図る。

戦略3 6次産業化等普及促進事業《新規事業》

○町産品の6次産業化やブランド化を推進し、収益の増加を図る。

- 手 法：個人、民間事業者等への創業支援
なかがわ元気プロジェクト、大学、飲食事業者等との連携による取り組み

- K P I：6次産業化の成果 4件
新規雇用者数 4人

戦略4 「八溝材の家」促進事業《新規事業》

○町内の工務店等との連携により「八溝材の家」をパッケージ化して販売するとともに、八溝材の普及とブランド化を図る。

- 手 法：町内工務店等との連携による取り組み
建て主への資金支援

- K P I：新規建築件数 15戸
新規雇用者数 3人

(3) 那珂川町地域創生活活性化推進

町内の地域資源を活かした新たな産業を創造する。

戦略5 那珂川町地域創生活活性化推進事業《新規事業》

○町内の地域資源を活かした新たな産業の創造をすべく、民間主導による運営組織を設立し、雇用の創出を図る。

■手 法：なかがわ元気プロジェクトとの連携
個人、民間事業者との連携
民間事業者等への創業支援

■K P I：新規事業件数 4件
新規雇用者数 4人

(4) 企業立地促進事業

町内への企業立地を推進し、地域の雇用の増大を図る。

戦略6 企業立地促進奨励事業《既存事業》

○町内への立地企業に奨励金を支給する。

■手 法：町制度に基づく奨励金の支給

■K P I：企業立地件数 8件 〈平成 25 年度実績 5 件〉

戦略7 雇用促進奨励事業《既存事業》

○町内への立地企業の雇用に対して奨励金を支給する。

■手 法：町制度に基づく奨励金の支給

■K P I：新規雇用者数 10人 〈平成 26 年度実績 5 人〉

2. 新しいひとの流れをつくる

基本方針：那珂川町への移住者や交流人口を増やす

- ・地域資源（空き家、空き店舗、空き農地等）の活用促進
- ・定住、移住の促進
- ・にぎわいの創出
- ・那珂川の魅力の広報促進

施策・事業とKPI

（1）地域資源の活用促進

「地域資源閲覧システム」を立ち上げ、空き家情報、空き店舗情報、農地情報、を一元的に収集整理し、町内外に発信することにより、多くの人を呼び込む。

戦略8 「地域資源閲覧システム」設置事業《新規事業》

○町内の空き家や農地等の情報を一元的に収集整理して町内外に発信し、定住や就農等の促進を図る。

■手 法：町によるシステム構築と運営管理
不動産業者等との連携による取り組み

■KPI：空き家等活用件数 4件
空き店舗活用件数 4件
新規就農者数 5人

戦略9 「空き家」改修等支援事業《新規事業》

○移住者に対して、増改築費用の一部を補助する。

■手 法：改修等の資金の支援

■KPI：空き家等活用件数 4件【再掲】

戦略10 「空き店舗」活用促進事業《新規事業》

○町内の空き店舗を活用し創業する人に多様な支援を行う。

■手 法：創業、起業の支援

■K P I：空き店舗活用件数 4件【再掲】

戦略 11 「就農者」支援事業《既存事業の拡充》

○新規就農者を支援する。 **拡充**

■手 法：国の制度による就農支援
町の制度による就農支援

■K P I：新規就農者数 5人【再掲】

（2）定住・移住の促進

宅地の分譲及び無償貸し付け等により、主に若者の定住の促進を図る。

戦略 12 宅地造成事業《新規事業》

○町内の立地条件のよい場所に宅地を造成し分譲する。

■手 法：町による分譲宅地の整備
分譲者への支援

■K P I：分譲区画数 10区画

戦略 13 子育て支援住宅整備事業《新規事業》

○町内に子育て世代向けの集合住宅を建築する。

■手 法：町による集合住宅の整備

■K P I：入居者数（子育て世代住宅） 120人

戦略 14 「農ある田舎暮らし高手の里」事業《既存事業の拡充》

○町有宅地にモデルハウスを建築し、宿泊体験をしてもらうことで、契約区画の増加を図る。 **拡充**

■手 法：町でモデルハウスを整備

■K P I：貸付区画数（高手の里） 8区画 〈平成 26 年度 2 区画〉

戦略 15 地域おこし協力隊事業《既存事業》

○地域おこし協力隊を採用し、地域の活性化を図るとともに、地域おこし協力隊自らの定住を促進する。

■手 法：町による委嘱

■K P I：採用人数 6人 〈平成 27 年度 4人〉

（4）那珂川賑わい創出

商店街の活性化のために「まちなか賑わい」を創出する。

大学等とのコラボレーションにより、学習研究活動、広報活動等を推進する。

戦略 16 プレミアム商品券発行事業《新規事業》

○町民にプレミアム商品券を販売し、地元商店街での購買率を高める。

■手 法：町による商品券の発行

■K P I：地元購買率 馬頭地区 16.5% 〈平成 21 年度 15.1%〉
地元購買率 小川地区 19.5% 〈平成 21 年度 17.8%〉

戦略 17 学官連携事業《既存事業》

○大学等と連携し町内の地域資源の活性化やまちの賑わいをつくる。

○町を大学等の活動のフィールドとして活用してもらい、町に定着する取り組みを推進し、地域産業を担う人材を育成する。

■手 法：大学等、民間事業者との連携による取り組み
大学等カリキュラムへの採用

■K P I：年間学生活動人数 100人 〈平成 27 年度 67人〉

（５）循環型社会の町のPR促進

循環型社会の取り組みを実践する那珂川町を広くPRし、併せて町内店舗や公共施設（広重美術館等）への誘客を図る。

戦略 18 「環境バスツアー」開催事業《新規事業》

○各種団体、一般観光者、学校生徒等を対象として、町内の再生可能エネルギー施設と、地元産食材を味わえる食事処等を巡るバスツアーを開催する。

■手 法：民間事業者等との連携による取り組み

近隣市町との連携による取り組み（ツアーメニューの拡充）

なかがわ元気プロジェクト連絡協議会（設立会社）との連携

■KPI：年間参加者数 1,000人

戦略 19 那珂川ドキュメンタリー映像配信事業《既存事業》

○大学生が制作した動画により、那珂川町の魅力を広く配信する。

■手 法：大学との連携による取り組み

■KPI：視聴回数 4,500回 〈平成26年度累計 803回〉

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本方針：子育て環境を向上し、定住者を増やす

- ・若者世代の結婚活動の支援
- ・妊娠～出産～育児の多様な支援
- ・主として既存事業を拡充するほか新規事業も加え、子どもの成長期に合わせ、切れ目のない支援施策を推進する
- ・出産・育児・教育等に関する情報交流、コミュニティの醸成

施策・事業とKPI

（１）若者の結婚支援

若者世代の出会いの場を設けるほか、既存のイベント等を工夫・活用して「出会いの機会」を増やしていく。

戦略20 結婚促進事業《既存事業の拡充》

○出会いイベント等を開催する。 **拡充**

- 手 法：結婚相談所による取り組み
八溝山周辺定住自立圏による取り組み
既存イベント主催者との連携による取り組み

■K P I：事業による年間成婚組数 2組 〈平成26年度 1組〉

（2）妊娠・出産・子育ての支援

出産や育児に不安を抱いている母親の心理的負担を軽減するために、専門家による講演会の開催や「健康・育児相談員」制度を設け、母親の疑問や心配事を解消していく事業を推進する。

戦略21 「ハッピーライフ」事業《既存事業の拡充》

- 母子健康手帳交付時に時間を設け面談を行い、かかりつけネウボラ保健師による個別支援を行う。
○安定した妊娠出産を迎えられるよう、マタニティークラスを開催する。
○産前産後をゆったりとした気持ちで過ごし、専門職やボランティアが母と赤ちゃんの健康や育児相談に応じるスペースを設ける。 **拡充**
○軽度発達障害の把握と関係機関との連携を強化する。

■手 法：町主体による取り組み

■K P I：年間参加人数 300人 〈平成26年度 127人〉

戦略22 「親子の絆づくり」事業《既存事業》

- 初めて赤ちゃんを育てる母親と赤ちゃんが一緒に参加し、愛され守られている親子の絆を育むための「ベビープログラム事業」を開催する。
○0歳児をもつ母親と赤ちゃんが定期的に集まり、子育てについて学び、仲間づくりに繋がる「きらきらベビーサークル」を開催する。

■手 法：町主体による取り組み

■K P I：年間参加人数 400人 〈平成26年度 321人〉

戦略23 「こんにちは赤ちゃん訪問」事業《既存事業》

○生後2か月未満の赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問し、親と子の心と体の状況を把握し、必要に応じた支援を行う。

■手 法：町主体による取り組み

■K P I：年間参加人数 100人 〈平成26年度 87人〉

戦略24 「乳幼児健診・相談」事業《既存事業》

○子の各成長段階で健康相談を行い、発達成長の確認や愛着関係を築くための関わり方などを中心に育児支援を行う。

■手 法：町主体による取り組み

■K P I：年間参加人数 600人 〈平成26年度 515人〉

戦略25 子育て情報誌配布事業《既存事業》

○子育てに必要な情報を掲載した冊子を配布する。

■手 法：町が作成・配布

■K P I：年間配布数 600冊 〈平成26年度 600冊〉

戦略26 不妊治療支援事業《既存事業》

○不妊治療費を補助する。

■手 法：町制度に基づく治療費の補助

■K P I：年間受診件数 5件 〈平成26年度 2件〉

(3) 幼児期の子育て支援

軽度発達障害等の把握と支援への取り組み、関係機関との連携強化を行う。

戦略27 「のびのび発達相談」事業《既存事業》

○5歳児を対象に、心理士・保健師・学校指導主事が各保育園幼稚園に訪問し、集団での様子（友達とのトラブル・こだわり・かんしゃくなど）を把握するとともに、保育・家庭での関わり方について個々に応じた支援を行う。必要時に応じ医療や療育へ繋ぐ。

■手 法：町主体による取り組み

■K P I：年間参加人数 70人 〈平成26年度 111人〉

戦略28 「のびのび訪問」事業《既存事業》

○6歳児（年長）を対象に、心理士・保健師・学校指導主事が各保育園幼稚園に訪問し、5歳児（のびのび発達相談）からの成長を把握し、スムーズに就学を迎えられるよう保育・家庭への支援を行う。必要時に応じ医療や療育へ繋ぐ。

■手 法：町主体による取り組み

■K P I：年間参加人数 100人 〈平成26年度 92人〉

戦略29 「ひまわり教室」事業《既存事業》

○就学を前に、小集団での保育を通し、幼児が達成感や自己肯定感を育む体験を重ねる教室を開催する。同時に、幼児とのかかわり方を学ぶペアレントトレーニングを開催する。

■手 法：町主体による取り組み

■K P I：年間参加人数 120人 〈平成26年度 106人〉

（4）学童期の子育て支援

学童期における学校生活の不安や負担を軽減するために、各種支援制度や支援体制を構築する。

戦略30 子育て・教育SOS事業《既存事業》

○さまざまな悩みや問題を抱えている親と子に、スクールソーシャルワーカーを派遣して解決に導く。

■手 法：関係機関との連携による取り組み

■KPI：年間実施件数 5件 〈平成26年度 0件〉

戦略31 子ども医療費現物給付事業《既存事業の拡充》

○子ども医療費現物支給年齢を拡充する。(中学1年生～中学3年生) **拡充**

■手 法：町制度に基づく支給

■KPI：助成人数の割合 80% 〈平成26年度 66%〉

戦略32 「放課後児童クラブ」事業《既存事業》

○軽度発達障害児への個々に応じた支援体制を拡充する。

■手 法：町主体による取り組み

■KPI：設備設置数 2施設 〈平成26年度 2施設〉

戦略33 「思春期教室」事業《既存事業》

○赤ちゃんの抱っこ体験や母との交流を通し、育児の大変さを実感すること、命の大切さから自分を大切にすることや相手を思いやる気持ちを育む教室を開催する。

■手 法：町主催による取り組み

■KPI：年間参加人数 250人 〈平成26年度 214人〉

戦略34 「子どもの居場所フリースペース」事業《新規事業》

○家庭や学校以外に行ける場所、そこにいけば自分らしく安心していられる、自分の中のエネルギーを蓄えられる居場所づくりをつくる。

■手 法：町主体による取り組み

■KPI：施設設置数 2施設

戦略35 「那珂川スクール（仮称）」事業《新規事業》

○土曜日等に学習の機会を提供する。

■手 法：町主体による取り組み

■K P I：小中学生の参加率 80%

（５）学生期の育成支援

学生の高等学校等進学を支援する。

戦略 36 奨学金給付事業《既存事業》

○高等学校等の教育費を給付する。

■手 法：町制度に基づく教育費用の給付

■K P I：年間採用人数 10人 〈平成26年度 10人〉

（６）子育て仲間の交流促進

子どものいる母親・父親が集う場を設け、母親・父親どうしのコミュニケーション、情報交換を促進するために、公民館等の既存施設を活用するほか、「那珂川町子育てコンシェルジュ」の制度を新設し、母親・父親の多様な相談や行政相談に応じる。

戦略 37 「ママ友・パパ友」交流事業《既存事業の拡充》

○キラキラベビーサークルによる集会を開催する。

○母親どうしのコミュニケーション、情報交換の場として「ナカカフェ」を市内数カ所設置する。その場に行政関連の情報を提供するほか、「那珂川子育てコンシェルジュ」を配置する。コンシェルジュには、助産師、保育士、行政OB等を起用するほか、必要に応じて、専門家をゲストとして招く。拡充

○「キラキラベビーサークル」、「ナカカフェ」に父親も参加する。拡充

■手 法：地域おこし協力隊による活動
コンシェルジュ等との連携による取り組み

■K P I：年間参加人数 600人 〈平成26年度 253人〉

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

基本方針：多世代がともに安心して暮らせるまちづくり

- ・高齢者が安心して暮らせるまち
- ・多世代が交流するまち

施策・事業とKPI

(1) 独居老人等の安心・安全生活の推進

特に独居老人宅を定期的に見守り、本人および他市町村に住む家族が安心して暮らせるように連絡網を整備していく。自治会、民生委員、郵便局等と連携して運営する。

戦略 38 独居老人見守りサービス事業《既存事業の拡充》

○独居老人の生活（食事等の日常生活）を定期的に見守り、必要に応じて、家族や関係機関に連絡する。

○徘徊や迷子などで行方不明となった、又は警察等の機関で保護されたときに、早期にその者の身元が判明できるように専用QRコードの利用促進を図る。 **拡充**

- 手 法：「地域見守り隊」の運営による取り組み
「地域見守り隊協力機関」の運営による取り組み

■KPI：見守り団体数 5団体 〈平成 26 年度 2団体〉

(2) 広域交通網の整備

高齢者などが買い物や通院などで、広域にわたって移動しやすいように、地域内だけでなく、近隣市町村を含めた広域公共交通網を整備する。

戦略 39 デマンド交通運行事業《既存事業》

○自宅から町内の目的地までデマンドタクシーを運行する。

- 手 法：町制度による運行

■KPI：1日の便数 6便 〈平成 26 年度 6便〉

戦略 40 コミュニティバス運行事業《既存事業》

○広域圏の移動を可能とするバス運行を実施する。

■手 法：町制度による運行

■K P I：1日の便数 8往復 〈平成26年度 8往復〉

(3) 子どもとお年寄りの交流促進

子ども世代とお年寄りが交流しやすい場と機会を提供する。

戦略 41 総合学習推進事業《既存事業》

○小学校と地元のお年寄りとの交流を促進する。

■手 法：町（小学校）主体による取り組み
お年寄りとの交流の授業の実施

■K P I：取り組み学校数 4校 〈平成26年度 4校〉
授業時間の増加を目指す

(4) ケーブルテレビ番組の充実

戦略 42 ケーブルテレビ事業《既存事業の拡充》

○各世代のニーズにあった番組をジャンル別に構成するなど、番組の充実を図るとともに、番組配信の精度の向上を図る。**拡充**

■手 法：町（指定管理者）主体による取り組み

■K P I：加入率 78% 〈平成26年度 77%〉

参考資料

1. 那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

平成27年4月策定

1. 趣旨

日本の急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）が制定されました。

本町でも、今後、少子化・高齢化が一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっています。

そこで、法にもとづき国及び栃木県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、町の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、法第10条に規定する那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものとします。

2. 策定内容

(1) 那珂川町人口ビジョン

本町の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向を示す長期的な人口ビジョンとして策定します。

(2) 那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

那珂川町人口ビジョンを踏まえ、将来にわたって活力ある地域を維持するため、町民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進するため、次の基本目標を設定した計画として策定します。

基本目標①：町における安定した雇用を創出する

基本目標②：町への新しいひとの流れをつくる

基本目標③：若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④：時代に合った町をつくり、安心な暮らしを守るとともに、町と他市町村を連携する

3. 対象期間

(1) 那珂川町人口ビジョン

平成27年まで

(2) 那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27年度から平成31年度まで（5か年）

4. 重点検討項目

(1) 農業をはじめとする産業の振興

(2) 魅力ある就業機会の拡大

(3) 若い世代の定住の促進

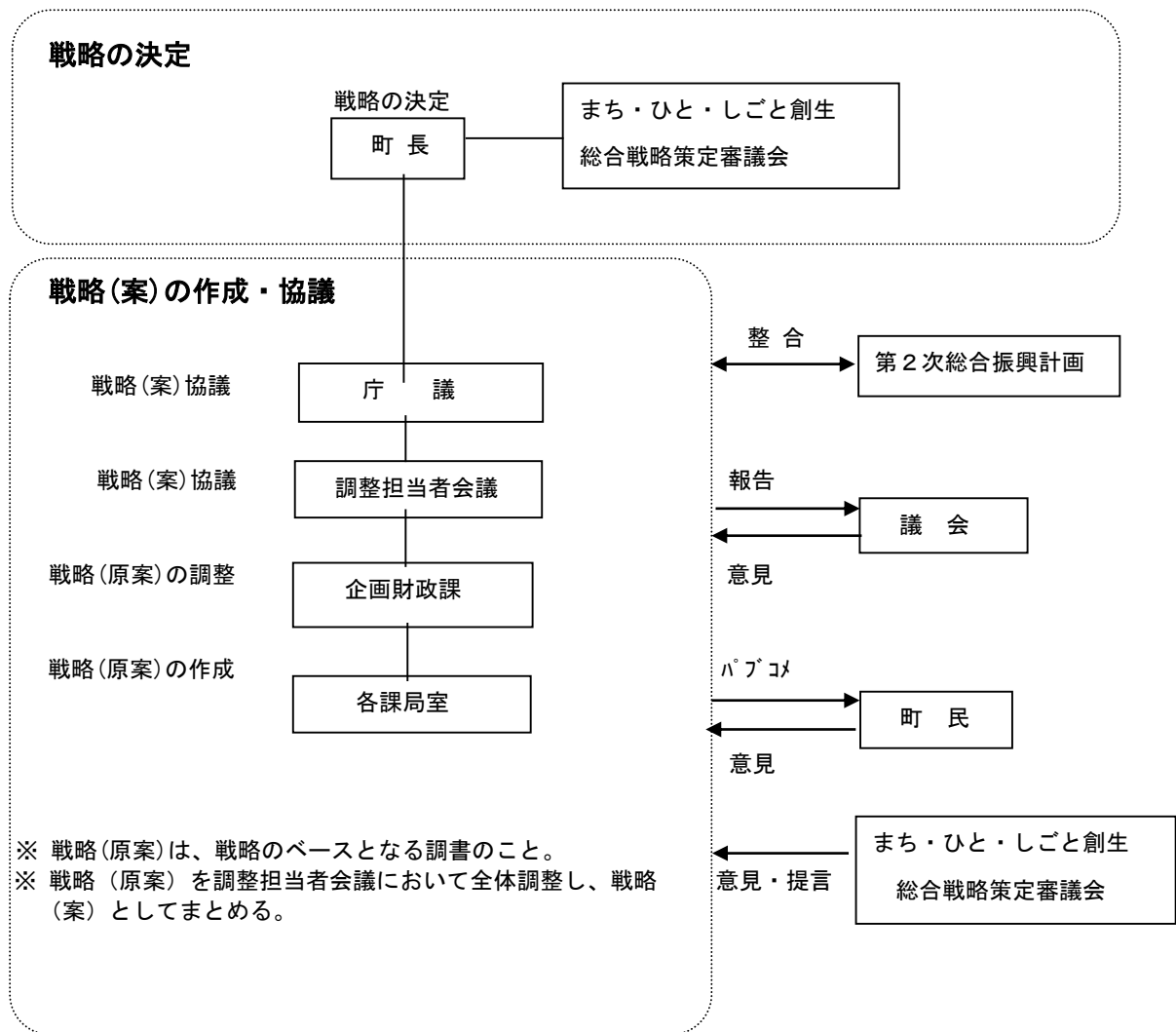
(4) 若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境づくり

(5) 既存ストックのマネジメント強化

(6) 地域連携による経済・生活圏の形成

5. 策定体制

計画の策定体制は、次のイメージのとおりとします。



6. 策定期間（別紙）

平成27年度中に策定するものとします。

7. その他

- (1) 策定過程における重要事項については、広く町民に公表するものとします。
- (2) 策定に当たっては、第2次那珂川町総合振興計画との整合性を確保するものとします。
- (3) 那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、PDCAサイクルに基づき、実施した施策や事業の効果を検証の上、必要に応じて総合戦略を改定するものとします。
- (4) この策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は、別に定めるものとします。
- (5) 計画策定に必要な経費の計上と必要となる事務手続きについては、企画財政課が行うものとします。

2. 那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会

■那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会設置要綱

平成27年4月27日

告示第7号

(設置)

第1条 那珂川町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 前1号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 住民活動団体の代表者
- (3) 産業関係の代表者
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 金融機関の代表者
- (6) 労働団体の代表者
- (7) メディア機関の代表者
- (8) 公募による者
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

4 委員がその要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(会長及び代理者)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の理由により、その職務を行うことができないときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことが出来ない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会における庶務は、企画財政課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この告示は、平成28年3月31日をもって廃止する。

■那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会名簿

平成27年12月現在

No.	氏 名	備 考	No.	氏 名	備 考
1	矢内 修	会長	10	大金 宣之	
2	秋元 正吾	副会長	11	深澤 等	
3	岸 佳文		12	磯野 均	
4	塚田 正三		13	金子 弘道	
5	露久保 フミ子		14	谷本 央	
6	星 美佐子		15	田中 学次	
7	小川 俊介		16	磯 大助	
8	野口 勝明		17	松山 亜紀	
9	黒坂 賢一		18	山田 祐実	

(敬称略、順不同)

■諮問

那珂企第212号

平成28年1月27日

那珂川町まち・ひと・しごと創生
総合戦略策定審議会
会長 矢内 修 様

那珂川町長 福島 泰夫

那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（諮問）

那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたり、那珂川町まちづくり審議会条例第2条の規定に基づき、別添の計画案について貴審議会に諮問します。

■答申

平成２８年２月３日

那珂川町長 福島 泰夫 様

那珂川町まち・ひと・しごと創生
総合戦略策定審議会
会長 矢 内 修

那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について（答申）

平成２８年１月２７日付け、那珂企第２１２号により諮問を受けた那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について、慎重に審議を重ねた結果、妥当なものと認められますが、審議において主要な論点となった事項を下記のとおり意見として付しますので、戦略の推進にあたっては、十分に配慮下さるようお願いします。

なお、審議された同戦略（案）については、文言等を一部修正することを認めます。

記

- 1 子どもがのびのび育てられる、魅力ある子育て環境の整備を積極的に推進されたい。
- 2 新規就農支援や企業誘致等を推進し、町内で働ける場の充実を図られたい。
- 3 相手を思い、人との繋がり（地域の繋がり）を大切に出来る町の形成により、町を創生されたい。
- 4 戦略を遂行する際は、横断的な連携により効果を発揮されたい。

3. 那珂川町人口ビジョン／那珂川町まち・ひと・しごと創生 総合戦略の策定経緯

年月日	事項	備考
H27. 4. 6	第1回調整担当者会議 「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針（案）」協議	商工会館会議室
H27. 4. 27	第2回庁議 「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針（案）」審議・決定	商工会館会議室
H27. 5. 26	町議会全員協議会 「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針」提示	議場
H27. 6. 24	第1回那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会 「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針」提示	商工会館会議室
H27. 6. 30	第2回調整担当者会議 「総合戦略」策定協議	商工会館会議室
H27. 8. 5	「事業計画調書」各課局室ヒアリング（～25日まで）	商工会館会議室 山村開発センター
H27. 9. 28	第4回調整担当者会議 「人口ビジョン（素案）」「総合戦略（素案）」協議	商工会館会議室
H27.10. 5	第5回調整担当者会議 「人口ビジョン（素案）」「総合戦略（素案）」協議	商工会館会議室
H27.10. 9	第6回調整担当者会議 「人口ビジョン（素案）」「総合戦略（素案）」協議	商工会館会議室
H27.11.13	第7回調整担当者会議 「総合戦略（素案）」協議	商工会館会議室
H27.10.28	第2回那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会 「人口ビジョン（素案）」「総合戦略（素案）」審議	商工会館会議室
H27.10.30	町議会懇談会 「人口ビジョン（素案）」「総合戦略（素案）」提示	議場
H27.11.20	第8回調整担当者会議 「人口ビジョン（素案）」「総合戦略（素案）」協議	商工会館会議室
H27.12. 1	第3回那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会 「人口ビジョン（素案）」「総合戦略（素案）」審議	商工会館会議室
H27.12.16	第8回庁議 「人口ビジョン（素案）」「総合戦略（素案）」審議	商工会館会議室
H27.12.22	町議会全員協議会 「人口ビジョン（案）」「総合戦略（案）」提示	議場

H27.12.25	「人口ビジョン（案）」「総合戦略（案）」パブリックコメント募集 （～1月25日まで）	
H28.1.27	那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会へ「人口ビジョン（案）」「総合戦略（案）」の諮問	
H28.2.1	第4回那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会 「人口ビジョン（案）答申」「総合戦略（案）答申」審議	商工会館会議室
H28.2.3	那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会から「人口ビジョン（案）」「総合戦略（案）」の答申	
H28.2.16	第11回庁議 「人口ビジョン（案）」「総合戦略（案）」審議・決定 【予定】	商工会館会議室
H28.2.19	町議会全員協議会 「人口ビジョン（案）」「総合戦略（案）」提示	議場
H28.2.22	「人口ビジョン」「総合戦略」決定	

※「人口ビジョン」とは、「那珂川町人口ビジョン」をいう。

※「総合戦略」とは、「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。

那珂川町人口ビジョン／那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略



平成 28 年 2 月

発行 栃木県那珂川町

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 409 番地

電話 0287-92-1114 FAX 0135-92-1316

<http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp>

企画編集 那珂川町 企画財政課